

保険証廃止・マイナ保険証への移行などQ&A集

A. 資格情報のお知らせ

Q01. 「資格情報のお知らせ」が届いたのですが、趣旨は何ですか？

A01. 当健保の加入者の皆さまが安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号(一部)も含め、健康保険の資格情報をお知らせするものです。

通知書の内容をご確認いただき、情報が正しく掲載されていることをチェックいただきたいことがお送りした趣旨です。同一であれば、何らお手続きをいただくことはありません。

Q02. 家族全員分の「資格情報のお知らせ」が無いのだが、なぜですか？

A02. ジェイテクト健保に個人番号をお届けいただいている加入者の方にお送りしております。当健保とは別の健康保険に加入されている場合は、送付時期が前後している場合があります。また「お知らせ」送付に用いたデータは2024年8月21日(水)に抽出しました関係から、その日以降に加入された方は本年9月の発行対象と致しておりません。それらの方々へは、「資格情報のお知らせ」を12月以降にお送りします。上記に該当されない場合には、恐れ入りますが当健保までお問合せ下さい。

Q03. どういう基準で「資格情報のお知らせ」を発行、配布されているのですか？

A03. 個人番号下4桁を含む「資格情報のお知らせ」を2024年8月21日(水)時点の全ての加入者にお送りしました。この日以降に加入された方におかれましては、当健康保険の被保険者資格の情報をご連絡するため、本年12月以降となりますが「資格情報のお知らせ」をお送りします。また、保険証発行が廃止される12月2日以降には新たにマイナ保険証を登録された方にも、都度お送りする予定です。

Q04. この「資格情報のお知らせ」に書いてある内容はOK。なので、もう捨てていいのですか？それとも何かに使えるのでしょうか？

A04. こちらは廃棄されず、保管をお願いします。

用途として、医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合に、保険医療を受けられるためにマイナンバーカードとこの「資格情報のお知らせ」を提示いただくことでそれが可能となるのですが、そのために保管をして下さい。

なお、マイナポータル上でも同じことができます。(A05, A06も合わせてご覧ください)

Q05. 9月にもらった「資格情報のお知らせ」を無くしてしまいました。

どうすればいいでしょうか？

A05. 再発行は致しておりません。マイナ保険証の手続きを終えていただいた上で、マイナポータルにログインいただき、ご自身の資格情報を確認して下さい。(A06も合わせてご覧ください) そちらの資格情報が「資格情報のお知らせ」と同じように利用いただけます。

Q06. 「資格情報のお知らせ」のデータはKENPOSで見られないのですか？

A06. KENPOSに登録することはできません。が、「資格情報のお知らせ」を携帯などから見られたい場合には、マイナポータルにログインいただいて資格情報を表示させたり、またその資格情報のPDFファイルを携帯にダウンロードしていただいたものでも利用可能となっています。

Q07. 「お知らせ」にある個人番号下4桁が私の個人番号と違うのですが、手続きが必要でしょうか。

A07. 私ども健保まで電話等でご連絡下さい。(0566-22-6456)

記号・番号・氏名・通知書に書かれている下四桁の情報を確認致し、折り返しご連絡させていただきますので少々お待ちください。

Q08. 「資格情報のお知らせ」を受け取った後、名字が変わったのだが、どうすればいいですか？

A08. 健保に対して変更に必要な届け出をいただいておりますことを、まずご確認ください。

健保で情報の変更が正しく登録できていましたら、特に何らお手続きをいただくことはありません。また変更後の情報で「資格情報のお知らせ」の発行は致しません。

また、マイナンバーカードに保険証の紐づけ登録を行っていただいた上で、マイナポータルにアクセスいただきますと、ご自身で変更後の情報を確認いただくことができます。

Q09. 「資格情報のお知らせ」を持ち歩くのは面倒極まりない。写メして写真の「お気に入り」に入れて使っても良いか？

A09. いいえ、お使いいただくことはできません。

携帯電話に資格情報を入れ、表示させる手段としまして、マイナポータルにアクセスいただき、資格情報(PDF)をダウンロードし、表示させることができますので、ぜひ、ご活用下さい。

Q10. 「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、こういうお知らせは今後送らないで欲しい。

A10. 今回送付させていただいた「資格情報のお知らせ」については、国の事業として全ての国民を対象にお知らせを発行することとなっております。どうかご承知おき下さい。

B. マイナ保険証

Q21. 今の保険証はどうなるのですか？ 使えなくなる？ いつか回収するのですか？

A21. 現在お持ちの保険証は2025/12/1まで使えます。(それ以前に有効期限が来る方はそこまで)それまでは、現状の運用と同じように資格喪失や扶養減員された際は回収します。
また、2024/12/2から保険証の新規発行が停止されることに伴い、その後の紛失再発行はマイナ保険証を持ってない合理的な理由がある場合に資格確認書の交付として対応します。
なお、2025/12/2以降は現保険証は効力を失うので、回収しません。

Q22. マイナンバーカードの取得は任意のはず。なのにマイナ保険証は必須ですか？

A22. 現在の健康保険証はマイナ保険証となり、そのメリットを加入者が享受できるため、健保組合として加入者の皆さんにマイナ保険証への移行を依頼しています。

Q23. マイナンバーカードを取得したり、保険証の紐づけなど行ったとき、最大2万円のクーポンが送られたことがありましたよね。今後はもう無いのでしょうか？

A23. そのようなクーポン・インセンティブが施策として行われる予定は無いと伺っております。
また、当健保でもそのような予定はありません。

Q24. 運転免許証の返納のように、保険証も返納すると何かメリットがあるのでしょうか？

A24. 特にそのような施策は無いと伺っております。

Q25. マイナ保険証に紐づけたマイナンバーカードを無くしてしまいました。どうすればいいの？

A25. 資格確認書を交付します。
「資格確認書 交付申請書」(今後健保HPに設置予定)を提出してください。
マイナンバーカードは再発行の手続きをしてください。

Q26. 健保に電話するとき「お名前、記号・番号をお知らせください」と言われますが、マイナンバーカードには載っていないけど、どうすればいいですか？

A26. 「資格情報のお知らせ」に記載があります。また、マイナポータルで健保加入者としての同様の記載がある「資格情報画面」を表示させることもできます。携帯にダウンロードすることもできます。

- Q27. 先日、健診センターで人間ドックを受けたら、「マイナ保険証ではなく、保険証を見せてください」と言われました。なぜでしょうか？
- A27. 医療機関等に対してマイナ保険証を用いた被保険者の資格確認が行われる旨、通知されていますが、現在は過渡期でそのようなご対応となったのかもしれませんが。現在は医療機関等が行われる訪問診療、オンライン診療等においてもマイナ保険証が利用できます。
- 一方で、マイナンバーカードのリーダーを備えていない医療機関は、わずかながら存在しています。そのような場合のご受診は健保までご相談下さい。

- Q28. 限度額適用認定証はマイナ保険証があれば要らないとのことですが、病院からは限度証をもらってきてください、と言われます。どちらが正しいの？ どうすればいいんですか？
- A28. 医療機関にあるマイナ保険証の読み取り機で合意をいただくことで、マイナ保険証で限度額適用認定証を兼ねられます。手間もかかりませんしぜひ、マイナ保険証でご対応下さい。
- またもし、医療機関が受け入れられないとのことでしたら、健保より当該医療機関にご事情をお伺い致しますので、お手数ですが、健保までお電話下さい。
- なお、健康保険証の廃止と共に、マイナ保険証保有者への限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証の交付は原則として廃止します。
- 以下のマトリックスをご覧ください。

対象者	発 行 の 有 無						
	(2409初回のみ) 資格情報のお知らせ	(202412-) 資格情報のお知らせ	資格確認書	限度額 適用認定証	限度額適用・ 標準負担減額 認定証	特定疾病 療養受療証	高齢受給者証
マイナ保険証 有る人	全員	無	無	無	無	無	無
マイナ保険証 無い人	全員	マイナ 取得時： 有	職権交付： 有	有	有	有	70歳 到達時： 有

- Q29. 新規に資格取得・扶養増となった方がマイナ保険証を使えるようになるまでのリードタイムはどれくらいかかる？
- A29. 事業所は資格取得の事実発生から5日以内に健保へお届けいただき、健保は提出を受けてから5日以内に登録します。(最大10日)
- なお新入社員の資格取得にかかるマイナンバーなどの情報は、事前にお届けいただくことが可能です。
- また登録後には健保より「資格情報のお知らせ」(A4、紙)を発行します。

Q30. マイナンバーカードを常時持ち歩いてください、ということですか？危なくないですか？

A30. 個人番号を意図せぬ第三者に見られたとしても、その番号だけでは何もできません。

仮にマイナ保険証を取得した人が本人になりすまして医療機関の受診をしようとも、顔認証や暗証番号などログイン時のセキュリティ対策が講じられています。マイナ保険証そのものに入っているICチップには税や年金、医療などの情報は収められておりません。

運転免許証やクレジットカードのように常時持ち歩かれることにリスクは無いものと思います。

Q31. 来年の春以降にiPhoneのウォレット機能にマイナ保険証が搭載されると聞きました。

アンドロイド携帯では今も使えると聞きました。もう少し具体的に教えてください。

A31. 現在の一部のアンドロイド携帯には、マイナンバーカードの電子証明書機能を搭載する

「スマホ用電子証明書搭載サービス」が実装されており、このことによりマイナポータルへのアクセス時にマイナンバーカードの読み取りが省略できるようです。

来年春のiPhoneのウォレット機能へのマイナンバーカード機能の搭載につきましても同様の機能は実現できようかと思いますが、マイナ保険証として両スマートフォンがいつ、どう対応されるか、未発表の状態です。スマホでマイナ保険証ができれば、利便性は改善すると思われるので、また情報提供を致してまいります。

C. 資格確認書

Q40. 資格確認書はA4の紙だけ？クレジットカードのようなプラカードにはなりませんか？

また資格確認書の再発行に、A4の紙なのに500円もかかるのですか？

あと、A4の紙なので、普段は両面コピーしたものを使っていいですか？

A40. A4普通紙・両面印刷以外の体裁で発行する予定はありません。

再発行にかかる手数料は事務手続きにかかる費用とご理解ください。

また資格確認書は原本のみ利用可能で、コピーしたものはご利用いただけません。

Q41. 資格確認書の期間は2年に設定されていますが、それを待たずに更新したい場合にはどうすればいいですか？ A4の紙で持ち歩くと劣化しますし、マイナ保険証への変更を促したければ、もっと短い有効期間でもいいのに、と思います。教えてください。

A41. 紛失再発行に準じる内容ですので、再発行の手数料と共に、交付申請をいただければ、お持ちの劣化した資格確認書と交換に新たな資格確認書を新たな有効期間で発行致します。

なお、マイナンバーカードを取得され、保険証との紐づけを行っていただいたマイナ保険証を所持されることで、資格確認書の再発行が不要となりA4の資格確認書を持ち歩かれずとも済みますので、どうかご検討下さい。

Q42. 来年末までの間に、まだ保険証が有効ですが、マイナンバーカードが無いため、資格確認書の交付申請を早めに行いたいと思います。交付してもらえますか？

A42. 有効な保険証を所有されているため、交付致しません。

Q43. 来年に、新生児が生まれ、資格確認書を交付された後に、マイナンバーカードができ、紐づけも終わりました。以前にいただいた資格確認書は、返納が必要ですか？

A43. はい、返納して下さい。

有効な資格確認書は現在の保険証と同様、回収します。

Q44. 資格確認書の交付申請に「合理的な理由を書くように」とありますが、それは一体、どういうことになるのでしょうか？

A44. 出生され、マイナンバーカードの取得まで数週間以上の期間を要する場合、あるいは要配慮の方で健保が個別に判断した場合などが想定されます。

D. 事業所の皆さまへ

Q50. 「健保宛届け出の添付書類としてマイナンバー付きの住民票を出してください」と言われますが、昨年初には「マイナンバー無しの・・・」と言われていました。何か法律の変更があったから、ということでしょうか。

A50. 法令上は資格取得・扶養増員等の手続きには個人番号を求めるとされています。健保としては、個人番号の記載された書面の授受・保管などの運用を整え、健保に書類が到着してから5日以内に個人番号の登録ができ、確実にマイナ保険証を使っていただけるようにするため、保険証発行の停止となる本年12月初より変更とさせていただきました。

Q51. 近く任意継続となられる方には、今回の変更をどうご案内すればいいですか？

A51. 本年12月1日以前は現在と同じ運用を致します。
24/12/2以前に取得された任継としての保険証は、来年12月1日まで利用できます。
12/2以降は任意継続の方も同様、保険証の発行は致さず、マイナ保険証の利用を推奨します。
任継としての新たな記号・番号は「資格情報のお知らせ」(A4書面)でご連絡します。
任意継続被保険者となられるにあたり、任継前の保険証は失効しますので、来年12月2日までは回収します。それ以降は無効となりますので、回収致しません。

Q52. 来年11月末頃に紙の資格確認書をマイナ保険証非保持者へ、もし現状のままなら当社と何百枚も配布することになる？ 何か枚数を減らす手立てはありませんか？

A52. 25年11月頃にマイナ保険証の非所持者に対し、申請に依らず健保が資格確認書を発行(職権交付)しますが、その際の配布は従来と同じく、事業所を経由してお願いを致します。また、一人でも多くの方がマイナ保険証を所持され、資格確認書の発行枚数が減るよう、来年秋頃に、非保持者に対し保有を促すレターを発行する予定です。
そのレターの配布につきましても、何とぞご協力をお願いします。

Q53. 当事業所の誰がマイナンバーカードを未所有、またはマイナ保険証の紐づけがまだとか、情報を教えてもらえませんか？

A53. 「どなたがマイナンバーカードを未所有、あるいはマイナ保険証への紐づけがまだ」など健保から情報をお出しすることはできません。

Q54. 資格喪失時に資格確認書の添付が必要なのですね。それはいいのですが「今、資格確認書を誰に出している」ということがわからないと「この人には添付してもらわない」とわかりません。そのような事態を回避するため、健保から「資格確認書の発行者対象者リスト」のようなものはもらえるのでしょうか。

A54. はい、事業所毎に資格確認書の有効期限を記した発行者リストを定期的にお送りする予定です。

今後、当Q&A集を拡充して参ります。ご意見がありましたら、ぜひお寄せください。